

製造業省エネルギー設備導入補助金（企業向け）交付要綱

（通則）

第1条 製造業省エネルギー設備導入補助金（企業向け）（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、電気料金等エネルギー価格が高騰する中、多くのエネルギーを消費している製造業の工場等において、省エネルギー化に資する設備の導入を促進し、持続可能な事業展開を支援することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、市内に本店（個人事業主は住所）を有するもの。

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合で、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会で、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

エ 特定非営利活動促進法に基づき設立した特定非営利活動法人（従業員数が300人以下である法人に限る。）で、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

(2) 「製造業」とは、日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）における製造業（大分類番号E）をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 製造業を営む市内に製造拠点を有する中小企業者等であること。

(2) 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上の出資を受けている者でないこと。

(3) 市税を滞納している者でないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- (8) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定する政治団体に該当する者でないこと。

（補助対象事業）

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表 1 にて定める省エネルギーを目的とした設備を導入するいずれの場合に該当し、かつ以下の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請する事業について、国、自治体が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 補助対象者が自ら所有し、使用する設備であること。
- (3) 市内の製造拠点に導入する設備であること。

（補助対象経費、補助率及び上限額）

第 6 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する別表 2 に掲げる経費であって、第 7 条の規定に基づく実施期間内に支出され、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助率は 4 分の 3 とする。

3 補助金の上限額は 500 万円として、予算の範囲内で交付する。なお、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

（補助対象事業の実施期間）

第 7 条 補助対象事業の実施期間は、第 9 条の規定に基づく交付決定日以降とし、令和 6 年 2 月 26 日までとする。ただし、第 9 条の規定に基づく交付決定日前であって、かつ、令和 5 年 7 月 11 日以降に着手した場合は、申請により当該着手日を実施期間の始期とすることができる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長に対し、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式 企-1)
- (2) 事業計画書(様式 企-2)
- (3) 年間エネルギー消費量削減率等算定書(様式 企-3)
- (4) 収支予算書(様式 企-4)
- (5) 補助対象経費積算書(様式 企-5)
- (6) 宣誓書(様式 企-6)
- (7) その他市長が別に指示する書類

2 補助対象事業の着手は、原則、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは補助金交付決定通知書(様式 企-7)により、不決定としたときは補助金不交付決定通知書(様式 企-8)により申請者に通知する。

(計画変更の承認等)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式 企-9)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の全部又は一部を中止しようとするとき。
- (2) 導入設備の変更など、補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合(導入設備に変更がなく、当該設備の価格のみが変更される場合など)で、その事業費について20パーセント以内の額の変更の場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

2 市長は、前項の申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、その計画変更がやむを得ないものと認めるときは、計画変更等承認通知書(様式 企-10)により、補助事業者に通知する。

3 計画の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合には、第9条において交付決定した補助金の額は変更しない。

4 計画の変更に伴い、補助対象経費が減額となった場合には、減額後の補助対象経費をもって第6条の規定を適用する。

(財産の管理および処分)

第11条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、その取得価格又は効用の増加額が50万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

3 補助事業者は、処分制限財産について、補助事業の完了の年の翌年から起算して「総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）」で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業の完了の年の翌年から起算して10年間。以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は第9条の規定により交付決定を受けた補助事業が完了したとき（第10条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から14日以内又は令和6年2月26日のいずれか早い日までに、以下に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式 企-11）
- (2) 補助金精算書（様式 企-12）
- (3) 補助対象経費内訳書（様式 企-13）
- (4) その他市長が別に指示する書類

(帳簿及び書類の備付け)

第13条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業の中に第11条第1項に規定する処分制限財産を有し、同条第3項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理し、保管しなければならない。

(補助金確定額の通知)

第 14 条 市長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告に係る補助事業の実績結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（様式 企-14）により、補助事業者に通知する。

2 内容の審査の結果、補助対象経費が増額となった場合でも、第 9 条において交付決定した補助金の額は変更しない。

3 内容の審査の結果、補助対象経費が減額した場合には、減額後の補助対象経費をもって第 6 条の規定を適用する。

(補助金の交付)

第 15 条 補助金は、前条の規定による通知後、速やかに交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を付して返還させることができる。

(1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行為があった場合

(3) 廃業及び倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となった場合

(4) 前 3 号の規定のほか、市長が補助金の交付について不相当と認める場合

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 17 条 市長が前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令にかかる補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 市長が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については 365 日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 18 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 19 条 第 17 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 7 月 20 日から施行する。

別表 1 (補助対象事業)

| 更新/新規 | パターン | 対象設備 | 要件 |
|-------|------|--------------|--|
| 更新 | A | 全て | 当該設備のエネルギー消費量を年率 10 パーセント以上低減することが見込まれること ※変圧器については、年間損失電力量が 10 パーセント以上低減することが見込まれること |
| 新規 | B | 全て (Cを除く) | 当該設備のエネルギー消費量を年率 10 パーセント以上低減することが見込まれること |
| | C | 発電関連設備 | 自家消費を目的とし、かつ施設等のエネルギー消費量を年率 5 パーセント以上低減することが見込まれること ※蓄電池については発電設備と同時に設置するものを対象とする |

別表 2 (補助対象経費)

| | |
|--|------------------------------|
| 設備費 | 補助事業の実施に必要な設備の購入に要する経費 |
| 設計費 | 補助事業の実施に必要な設備に係る設計費やシステム設計費等 |
| 工事費 | 補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費 |
| <p>なお、以下の経費は補助対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建屋等の建築物・外構等の工事費 2 既存設備やシステムの解体・撤去・処分・移設に係る経費 3 消費税及び地方消費税相当分 4 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費 5 補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費 6 振込手数料 7 その他市長が不相当と認める経費 | |